

研修カリキュラム

1 居宅介護職員初任者研修課程

合計130時間

講義及び演習	研修時間数	うち、通信形式で実施できる上限時間数 (40.5時間)
1 職務の理解【必須実習科目（事業者が必要と認める時間数（1時間以上が望ましい））】	6時間	—
(1) 多様なサービスの理解		
(2) 介護職の仕事内容や働く現場の理解		
2 介護における尊厳の保持・自立支援	9時間	7.5時間
(1) 人権と尊厳を支える介護		
(2) 自立に向けた介護		
3 介護の基本	6時間	3時間
(1) 介護職の役割、専門性と多職種との連携		
(2) 介護職の職業倫理		
(3) 介護における安全の確保とリスクマネジメント		
(4) 介護職の安全		
4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	9時間	7.5時間
(1) 障害者福祉制度		
(2) 医療との連携とリハビリテーション		
(3) 介護保険制度およびその他の制度		
5 介護におけるコミュニケーション技術	6時間	3時間
(1) 介護におけるコミュニケーション		
(2) 介護におけるチームのコミュニケーション		
6 障害の理解【任意実習科目（研修時間の1/2以内で実施）】	6時間	3時間
(1) 障害の基礎的理解		
(2) 障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識		
(3) 家族の心理、かかわり支援の理解		
7 認知症・行動障害の理解【任意実習科目（研修時間の1/2以内で実施）】	6時間	3時間
認知症の理解		
(1) 認知症を取り巻く状況		
(2) 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理		
(3) 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活		
(4) 家族への支援		
行動障害の理解		
(5) 行動障害とは		

(6) 自閉症の理解・自閉症の障害特性		
(7) 行動障害が起きる背景の理解		
(8) 行動障害を起こさせないようにするための支援		
8 老化の理解		
(1) 老化に伴うこころとからだの変化と日常	3 時間	1.5時間
(2) 高齢者と健康		
9 こころとからだのしくみと生活支援技術	75時間	
(1) 基本知識の学習	(10～13時間程度)	12時間
(2) 生活支援技術の講義・演習	(50～55時間程度)	
(3) 生活支援技術演習	(10～12時間程度)	
10 振り返り【(必須実習科目)(事業者が必要と認める時間数(2時間以上が望ましい))】		
(1) 振り返り	4 時間	—
(2) 就業への備えと研修修了後における継続的な研修		

(注1) 講義と演習を一体的に実施すること。

(注2) 各科目内の時間配分については、内容に偏りがないよう、十分留意すること。

(注3) 「1 職務の理解」は1番目に、まとめ部分である「10 振り返り」は最後に実施すること。

(注4) 具体的な理解を促すため、「1 職務の理解」及び「10 振り返り」においては、障害福祉サービス事業所等における実習を必須とすること。また、効果的な研修を実施するために必要であると考えられる場合には、「6 障害の理解」及び「7 認知症・行動障害の理解」については任意に実習を行うことができる。

(注5) 通信学習について

ア 講義の方法として通信学習を選択した場合には、「通信形式で実施できる上限時間数」を上限に履修時間の一部を通信学習に割り当てることができる。

イ 通信学習を割り当てた科目については、通学学習時間内の面接指導(通信学習課題の解説及び質疑応答)及び通信学習の内容を展開する演習を実施すること。

なお、「6 障害の理解」及び「7 認知症・行動障害の理解」については任意実習科目としているが、この科目について通信学習と実習とする場合は、通信学習の時間数と同じ時間数を面接指導及び通信学習の内容を展開する演習時間に充てること。

(注6) 「こころとからだのしくみと生活支援技術」の時間内に当該科目の試験を行うこと。

(注7) 全科目修了後に筆記試験による修了試験(1時間程度)を実施すること。

【科目試験について】(注6)

1 「こころとからだのしくみと生活支援技術」の時間内に当該科目の試験を行うこと。

2 試験は筆記試験・口答試験・実技試験により実施し、技術の習得度を適正に評価すること。

3 修了評価の基準に達しなかった者には、再試験、レポート等の提出、補講等により指導し、再評価を受けさせること。

(実技試験の実施例)

実技試験の所要時間は、課題の提示、実施、評価、振り返り等を含めて2時間以上とする。

【修了試験について】(注7)

1 全科目の修了後に実施すること。

2 修了試験の時間は、研修科目の時間には含まず、概ね1時間とすること。

3 試験は、筆記試験により実施し、知識、技術等の習得度を適正に評価すること。

4 修了評価の基準に達しなかった者には、再試験、レポート等の提出、補講等により指導し、再評価を受けさせること。

2 障害者居宅介護従業者基礎研修課程

合計50時間

I 講義	研修時間数
1 福祉サービスを提供する際の基本的な考え方に関する講義	
(1) サービス提供の基本視点	3時間
2 障害者（児）福祉・高齢者保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義	
(1) 障害者（児）福祉の制度とサービス	2時間
(2) 高齢者福祉の制度サービス	2時間
3 ホームヘルプサービスに関する講義	
(1) ホームヘルプサービス概論	3時間
4 障害者（児）及び高齢者の疾病、障害等に関する講義	
(1) サービス利用者の理解	3時間
5 基礎的な介護技術に関する講義	
(1) 介護概論	3時間
6 家事援助の方法に関する講義	
(1) 家事援助の方法	4時間
7 医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義	
(1) 医学の基礎知識	3時間
(2) 心理面への援助方法	2時間
II 演習	研修時間数
1 共感的理解と基本的態度の形成	4時間
2 介護技術入門	10時間
3 ホームヘルプサービスの共通理解	3時間
III 実習	研修時間数
1 在宅サービス提供現場見学	8時間

3 重度訪問介護基礎課程

合計10時間

I 講義	研修時間数
1 重度の肢体不自由者の地域生活等及び従業者の職業倫理	2時間
2 基礎的な介護技術	1時間
II 実習	研修時間数
1 基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーション技術	5時間
2 外出時の介護技術	2時間

4 重度訪問介護追加課程

合計10時間

I 講義	研修時間数
1 医療的ケアを必要とする重度訪問介護利用者の障害及び支援	4時間
2 コミュニケーションの技術	2時間
3 緊急時の対応及び危険防止	1時間
II 実習	研修時間数
1 重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場実習	3時間

5 重度訪問介護統合課程

合計20.5時間

I 講義	研修時間数
1 重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義【基本研修】	2 時間
2 基礎的な介護技術に関する講義	1 時間
3 コミュニケーションの技術に関する講義	2 時間
4 喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義①【基本研修】	3 時間
5 管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義②【基本研修】	3 時間
II 演習	研修時間数
1 喀痰吸引等に関する演習【基本研修】	1 時間
III 実習	研修時間数
1 基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	3 時間
2 外出時の介護技術に関する実習	2 時間
3 重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	3.5時間

※基本研修とは社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）附則第4条及び第13条に係る別表第3号第1号に定める基本研修に相当する研修課程

6 重度訪問介護行動障害支援課程

合計12時間

I 講義	研修時間数
1 強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義	1.5時間
2 強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義	5 時間
II 演習	研修時間数
1 基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習	1 時間
2 行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習	3 時間
3 行動障害の背景にある特性の理解に関する演習	1.5時間

研修科目の免除が可能なもの

障害者居宅介護従事者基礎研修課程

対象者	免除できる科目及び時間	
1 重度訪問介護従事者養成研修 基礎課程修了者	講義	<ul style="list-style-type: none"> ○居宅介護に関する講義（3時間）のうち、重度の肢体不自由者に関するもの ○基礎的な介護技術に関する講義（3時間）のうち、重度の肢体不自由者に関するもの
2 重度訪問介護従事者養成研修 追加課程修了者	講義	<ul style="list-style-type: none"> ○居宅介護に関する講義（3時間）のうち、重度の肢体不自由者に関するもの ○障害者及び高齢者の疾病、障害等に関する講義（3時間）のうち、重度の肢体不自由者の疾病及び障害に関するもの ○基礎的な介護技術に関する講義（3時間）のうち、重度の肢体不自由者に関するもの ○医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義（5時間）のうち、重度の肢体不自由者の医療に関するもの
3 重度訪問介護従事者養成研修 統合課程修了者	講義	<ul style="list-style-type: none"> ○居宅介護に関する講義（3時間）のうち、重度の肢体不自由者に関するもの ○障害者及び高齢者の疾病、障害等に関する講義（3時間）のうち、重度の肢体不自由者の疾病及び障害に関するもの ○基礎的な介護技術に関する講義（3時間）のうち、重度の肢体不自由者に関するもの ○医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義（5時間）のうち、重度の肢体不自由者の医療に関するもの
4 重度訪問介護従事者養成研修 行動障害支援課程修了者	講義	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者福祉及び高齢者保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義（4時間）のうち、知的障害及び精神障害に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関するもの ○障害者及び高齢者の疾病、障害等に関する講義（3時間）のうち、知的障害者及び精神障害者の疾病及び障害等に関するもの
5 同行援護従事者養成研修 一般課程修了者	講義	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者福祉及び高齢者保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義（4時間）のうち、視覚障害に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関するもの ○障害者及び高齢者の疾病、障害等に関する講義（3時間）のうち、視覚障害者の疾病及び障害等に関するもの ○基礎的な介護技術に関する講義（3時間）のうち、視覚障害に関するもの ○医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義（5時間）のうち、視覚障害に関するもの
6 行動援護従事者 養成研修課程修了者	講義	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者福祉及び高齢者保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義（4時間）のうち、知的及び精神障害に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関するもの ○障害者及び高齢者の疾病、障害等に関する講義（3時間）のうち、知的障害者の疾病及び障害等に関するもの ○基礎的な介護技術に関する講義（3時間）のうち、基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義
7 告示による廃止前の「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年3月31日厚生労働省告示第209号。以下「18年告示」という。）に基づく視覚障害者外出介護従事者養成研修課程修了者又は旧告示による廃止前の「指定居宅介護及び基準該当居宅介護の提供に当たる者として国政労働大臣が定めるもの」（平成15年3月24日厚生労働省告示第110号。以下「15年告示」という。）に基づく視覚障害者移動介護従事者養成研修課程修了者	講義	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者福祉及び高齢者保健に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義（4時間）のうち高齢者保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義を除いたもの ○居宅介護に関する講義（3時間） ○障害者及び高齢者の疾病、障害等に関する講義（3時間）のうち、視覚障害者の疾病及び障害等に関するもの ○基礎的な介護技術に関する講義（3時間）のうち、基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義

<p>8 18年告示に基づく全身性障害者外出介護従業者養成研修課程修了者又は15年告示に基づく全身性障害者移動介護従事者養成研修課程修了者</p>	<p>講義</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者福祉及び高齢者保健に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義（4時間）のうち高齢者保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義を除いたもの ○居宅介護に関する講義（3時間） ○障害者及び高齢者の疾病、障害等に関する講義（3時間）のうち、全身性障害者の疾病及び障害等に関するもの ○基礎的な介護技術に関する講義（3時間）のうち、基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義
<p>9 18年告示に基づく知的障害者外出介護従事者養成研修課程修了者又は15年告示に基づく知的障害者移動介護従事者養成研修課程修了者</p>	<p>講義</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者福祉及び高齢者保健に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義（4時間）のうち高齢者保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義を除いたもの ○居宅介護に関する講義（3時間） ○障害者及び高齢者の疾病、障害等に関する講義（3時間）のうち、知的障害者の疾病及び障害等に関するもの ○基礎的な介護技術に関する講義（3時間）のうち、基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義
<p>10 18年告示及び15年告示に基づく日常生活支援従事者養成研修課程修了者</p>	<p>講義</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○居宅介護に関する講義（3時間） ○障害者及び高齢者の疾病及び障害等に関する講義（3時間）のうち、全身性障害者の疾病及び障害等に関するもの ○基礎的な介護技術に関する講義（3時間）のうち、全身性障害者の基礎的な介護に係る技術に関する講義
<p>11 知事が認めた研修の修了者</p>	<p>講義 演習 実習</p>	<p>知事の認める科目</p> <p style="text-align: right;">(知事の認める時間数)</p>